

コミットメントの意義と種別

—コミットメント概念の活用のために—

三木 那由他
大阪大学

要旨

本稿では、コミットメント概念が持つ意義を示し、異なるコミットメント概念のあいだの区別をおこなうとともに、複数のコミットメント概念を重層的に活用しながら共通基盤や言語行為といった事象を捉えるための方針を素描する。コミットメント概念の主要な意義は、それが表象から行為へと意味の研究における焦点をシフトさせる点と、その規範性ゆえに複数人のあいだの対人的な相互調整に関わる事象を捉えられるという点にある。そしてコミットメントとひとまとまりに語られているなかには、個人的／共同的／対人的、有界／無界、説明的／遂行的という三軸で区別される複数の概念が含まれており、それらを適切に使い分けることでより柔軟な分析が可能になる。

1 はじめに：コミットメント概念の広まり

哲学においても言語学においても、意味の研究におけるコミットメントという概念の使用が広まりつつある。哲学でのその代表例はロバート・B・ブランダムよる規範的語用論と呼ばれる枠組みであり(Brandom 1983; 1998; 2001)、ブランダムは会話においてはそれぞれのひとがコミットメントとエンタイトルメントに関するスコアを持っているという観点から、デイヴィッド・ルイスの「スコア記録」(scorekeeping) のアイデア(Lewis 1979) を独自のひねりのもとで展開している。他方でブランダムの議論とは別に、三木 (2019) では話し手の意味(speaker meaning) という概念の分析に関して、ポール・グライスの意図基盤意味論(Grice 1957) に代えてコミットメントという概念に基づいた枠組みを用いる必要性が主張されている。

言語学においては、マンフレッド・クリフカによってコミットメント空間という概念を利用して言語行為が文脈にもたらす効果の形式的分析をおこなうというアイデアが提案されている(Krifka 2015)。またバルト・フルツはコミットメント概念を用い、しかもコミットメントのあいだの種類の違いを捉えることで、異なる言語行為の違いをうまく記述できると論じている(Geurts 2019)。国内でも近年、田村早苗がコミットメント概念を用いた意味論を展開している(田村 2021)。

だが、コミットメントという概念を用いることに、いったいいかなる意義があるのだろうか

か？ それをはっきりしない限り、なぜ、そしてどのような現象の分析にコミットメント概念を用いるべきか／用いるべきでないかは不明確になるだろう。本稿では、コミットメント概念を用いる意義は、未来志向の分析を可能にする点にあると論じる。

以下では、まず第二節において、コミットメント概念がなぜ、いかなる点で有用だと考えられているのか、言語哲学におけるコミットメント概念についての議論をもとに述べていく。第三節ではさまざまな仕方で用いられているコミットメントという概念について、その種類と違いを整理したい。そのうえで第四節では、コミットメント概念の考えうる使いかたについて素描したい。

2 なぜコミットメント概念を用いるのか

コミットメントとは何か。簡単に述べるならば、それはある事態を実現ないし維持することに向けて行為する責任を指す。例えば「私はプロジェクトの拡大にコミットする」と言ったなら、それはこの文を発話したひとが問題となっているプロジェクトを拡大すべく行動していく責任を負うということである。

だが、いったいなぜこうした特徴を持つコミットメント概念が言語研究において有益となりうるのだろうか。この点の見通しを得るために、言語哲学においてブランダムがコミットメント概念を導入した動機をもとに、コミットメント概念が持ちうる意義を論じていく。

ブランダムは自身の立場を、チャールズ・S・パースから続くプラグマティズムの伝統のうちに位置づける(Brandom 2001, p. 4, 邦訳 7頁)。ブランダムはここで自らの見解を「概念的プラグマティズム(conceptual pragmatism)」と呼んでおり、これを「かくかくであると知っていること(信じていること、述べること)の説明を、何ごとかをいかにして為す(ことができる)かを知っているということにもとづいて、与えようとする」(ibid.)ものとして解説している。つまり、命題的な内容を持った知識を実践的なノウハウから派生するものとして捉える、というのがその立場の根本となっている。同様のことが知識のみでなく、信念や発話の内容についても言われている。一般的に言ってブランダムは、知識や信念、発話の命題的内容は、その知識や信念、発話の主体がそれをもっていったい何をしているのかという観点から説明されるべきだと考えている。

具体例を挙げよう。言語哲学においてよくある見解では、「雪が降る」という発話の持つ内容について捉えるには、それがいかなる状況を表しているか、あるいはそれがいかなる真理条件を持つかといったことを問わなければならないとされる。これは言葉が持つ命題的内容は、それが何を表象しているかという観点から捉えられるという考えであり、ブランダムはこうした見解を「表象主義(representationalism)」と呼び、さまざまな場所でそれに反対している(e.g., Brandom 2001, pp. 7-10, 邦訳 10-14 頁)。

ブランダムはそうではなく、「雪が降る」という発話をする者がいったいどのような行為をしているのか、そしてもともとははっきりと言語化されないまま暗黙のうちになされていただけであるその振る舞いのありかたを「雪が降る」という発話がどのように明示化しているかという観点から、この発話の内容を捉えようとする。

ここで登場するのが、コミットメントとエンタイトルメントである。ブランドムが「規範的語用論(normative pragmatics)」と呼ぶアイデアによれば、私たちが言語活動をおこなうときになされている行為のありようは、こうした規範的概念によって捉えられるとされる(Brandson 1998, iii-iv)。なぜ、単に「話し手にはしきじかのように行為する傾向がある」といった個人の行為の傾向性で話を終えるのではなく、あえてコミットメントのような規範的概念を持ち出すかという、それはブランドムが個人の振る舞いではなくひとひととのあいだの対人的なレベルでの社会実践を言語活動にとって本質的なものと見ているためだ。

ブランドムの考えかたに従うと、「雪が降る」と発話をするひとは、それによって雪が降るということから推論される事柄(例えば、きっと道が雪に覆われるだろうといったこと)について聞き手がコミットする権利を与える(エンタイトルメント)とともに、本当に雪が降るのかと問われたならばきちんと根拠(例えば、天気予報で雪が降ると言っていた、など)を提示する義務を負う(コミットメント)ことになる(Brandson (2001, pp. 164-165, 邦訳 223-224 頁)を参照のこと)。「雪が降る」が特定の命題を指している、それゆえにこうした実践がなされているというのではなく、「雪が降る」の核はこうした実践にあり、そのことを私たちは「雪が降る」という文には特定の内容があると言うことで表明しているのだ、というのがブランドムの考えかたとなっている。

こうしたブランドムの思想そのものに同意するかどうかは別として、ブランドムの議論からはコミットメント概念が持つ意義が見て取れる。第一にそれは、言語表現が何を表しているかという次元ではなく、言語表現を用いるひとは何をしているかという行為の次元にフォーカスを当てる概念となっている。第二にそれは、表現の使用者が個人として何をしているかではなく、聞き手との対人的な関係のもとで何をしているかという観点を持ち込む概念でもある。

このことが含意するのは、言語活動における話し手と聞き手の相互調整に関わるような事象を捉えるのにコミットメント概念が有用となる見込みがあるということだ(ブランドムのようにそれこそが言語活動の核なのだとはまでは主張しない論者にとっても)。

3 コミットメントの種類

さて、前節ではコミットメント概念の意義が、話し手と聞き手の相互調整という対人的な場面における話し手の行為に焦点を当てる点にあると論じた。だが、実際にコミットメント概念を用いるためには、異なる種類のコミットメントのあいだの区別を引き、それらを使い分ける必要があるだろう。

一般に、コミットメントをすることは、何かについて責任を負うことである。そして責任を負うということにはいくつかの側面がある。第一に、責任は一般に誰かに¹対して負うものである。私がプロジェクトの拡大について責任を負うとき、その責任は上司やそれに類するひとに対するものとなるだろう。第二に、責任を負うということは、その責任を果たせなかった場合に、責任が向けられた相手にはそのことを非難する権利があるということでもある。私がプロジェクトの拡大をしようとしなかった場合、上司には私を非難する権利が生じるだ

ろう。責任を負うということは、相手に対応する権利を認めることとセットであると言える。第三に、責任を負うことをやめたいときには、責任が向けられている相手の許可を得る必要がある。私がプロジェクトの拡大についての責任をこれ以上負いたくないと思ったなら、私はまず上司に相談し、そのことの許可を得ねばならず、それなしに勝手に投げ出したなら非難を受けることになるだろう。

以上はコミットメントという概念に一般的に言えることだが、広くコミットメントと呼ばれるもののなかには、実は複数の異なる概念が含まれているという点にも留意すべきだ。すなわち、コミットメントには種類があるのである。第一に、コミットメントに関与するのは誰かという点において、マーガレット・ギルバートの言う個人的コミットメント(**personal commitment**)と共同的コミットメント(**joint commitment**)、そしてフルツの言う対人的コミットメント(**social commitment**)を区別することができる。これらは原理的にはいずれかがいずれかに還元される可能性もあるものの、ひとまずはそれぞれ異なる役割を果たす別々の概念であると理解することができる。また第二に、コミットメントは、その対象となる事柄についてのどのようにするというコミットメントなのかという観点から区別することができる。フルツにおける目的的コミットメントと非目的的コミットメントの区別は、この点から理解される。第三に、コミットメントを果たすためにその主体は何をすることになっているかという観点においても、コミットメントの種類を区別することができるだろう。

3.1 個人的コミットメント、共同的コミットメント、対人的コミットメント

ギルバートは個人的コミットメントを「ひとりの人間が単独で生み出せるコミットメント」(Gilbert 2002, p. 31)と説明する。個人的な意思決定はその典型例となる。例えば私が誰に告げるでもなくひとり胸のうちで「きょうの晩ご飯は肉じゃがを作ることしよう」と決心したとする。このとき、ある種の個人的コミットメントが生まれる。すなわち私は、その日の晩に肉じゃがを作るべく行動する責任を負い、その責任に沿って買い物をしたり、野菜を切ったり、鍋をコンロに置いたりすることになるだろう。

ただ、この場合に私が責任を負っているのは私自身に対してだけであり、私はほかの誰かに対する責任を負っているわけではない。それゆえ、この決意を維持したまま肉じゃがを作るべく行動できなかつたとすれば、私は私自身を裏切ったことにはなるかもしれず、それによって私は私自身を責める権利を得るとも言えるだろうが、ほかの誰かにそうした私の責任放棄を非難する権利は生じないだろう（たとえ何らかの仕方でそのひとが私の心のうちなる決意を察知していたとしても）。これはまた、個人的コミットメントは私ひとりの判断のもとで撤回できるということでもある。肉じゃがを作るという個人的コミットメントを私が撤回したいときに許可を得るべき相手は当の私自身であるため、自分で自分の方針変更を許容できさえすれば、個人的コミットメントの撤回が認められることになる。

個人的コミットメントのいくつかは、個人が持つ心理と対応するものと考えることができる。私が〈大阪から東京へは新幹線で行くのが便利だ〉と信じているならば、私は大阪から東京へ行くときに特別な事情がなければ新幹線で行くという個人的コミットメントを形成し、

それに従って行為することになるだろう。そしてこのコミットメントは、ただ私自身の許可のみで撤回することができる（いちど飛行機を使ってみたらそのほうが便利だと思った場合など）。また私が〈新幹線のチケットを予約しよう〉と意図しているならば、これもまたある個人的コミットメントをもたらす、そしてこのコミットメントについてもただ私自身がそれを自分に許すだけで撤回することができる。

フルツは、コミットメントをふたつの個体と一個の命題内容のあいだの三項関係と捉え、「個体 a が個体 b に対し p を踏まえて行為することにコミットしている」と記述される状況を「 $C_{a,bp}$ 」と表記することを提案している(Geurts 2019, p. 3)。このフレームワークに基づくと、あるひと a が p という個人的コミットメントを持っているということは、次のように表すことができる。これは実のところ、Geurts (2019)で「私的コミットメント(private commitment)」と呼ばれているものと同一である (p. 5)。

$$C_{a,ap}$$

ギルバートは、こうした特徴を持つ個人的コミットメントを、自身の提唱する共同的コミットメントという概念と対置する。「共同的コミットメントは複数の人々のコミットメントである」(Gilbert 2002, p. 31)とされ、その内容については「共同的コミットメントはすべて何かを一体になって(as a body)おこなうことへの共同的コミットメントであり、ここでの『何かをおこなう』は信念のような心理状態や行為の規則や原理の受容などといったものを含むくらいに広く解釈される」(Gilbert 2002, pp. 32-33)と言われている。

「一体になっておこなう」というところに説明が必要だろう。例えば私と友人と一緒に買い物をしているとする。複数人が一緒に何かをするとき、そこには共同的コミットメントが介在しているとギルバートは考える(Gilbert 2002, p. 30)。すなわち私と友人は、一体になって買い物することへの共同的コミットメントを形成し、それに従ってそれぞれの行為を果しているのである。このとき、私と友人は、単にそれぞれが銘々で自分の買い物をしているわけではない。一緒に買い物をするとき、例えば私は友人がアクセサリーショップで悩んでいるときにも勝手に帰宅したりはしないで友人の決断を待ったり、友人にアクセサリーは後回しにして別の店を先に見ようと促したりするだろう。友人もまた同様だ。私たちはそのように互いに互いの行為に反応し、それぞれの行為を調整しながらひとつのまとまりとして行動しようとするはずだ。言い換えるならば、私たちは私個人とも、友人個人とも、そして私と友人から成る数学的な意味での単なる集合とも異なる、いわば私と友人の融合体のようなものが買い物をしているかのように、振る舞うことになる。これがギルバートの言う「一体になっておこなう」であり、このことを指してギルバートは共同的コミットメントを「目下の目的を備えた単一の物体を可能な限りエミュレートするような仕方で自分たちが振る舞うよう参加者に促す指令」(Gilbert 2002, p. 33)とも説明している。

共同的コミットメントは、集団がその集団に対して負うコミットメントである。共同的コミットメントは集団の各メンバーのそれぞれがその共同的コミットメントに参加する意志を表明することで形成される(ibid.)。ギルバートがそうした述べ方をしているわけではないが、これはメンバーの同意でもって集団の意思決定がなされたと見なしたうえで、集団の意思決

定が共同のコミットメントをもたらすと捉えている見方だと考えられる。

また、共同のコミットメントは、その責任が果たされなかった場合の非難の権利についても、個人的コミットメントとは異なる特徴を示す。個人的コミットメントの場合には自身の個人的コミットメントに反する振る舞いをしたところでそれを非難できるのは自分自身だけであったのに対し、共同のコミットメントの場合には、その共同のコミットメントに参加する他のメンバーに非難の権利が生じるのである(Gilbert 2002, p. 34)。例えばある会社が動物実験の廃止を決定した場合、これはこの会社の社員たちが一体となって動物実験を廃止することへの共同のコミットメントをもたらす、それによって社員たちは会社という集合体が動物実験を廃止するという状況を実現すべく行為する義務を負うことになる。それにもかかわらずいずれかの社員がさらなる動物実験の計画を進めるなど、その義務に反する振る舞いをした場合、(その社員を除く) 集団のメンバー全員にその社員を非難する権利が生じることになるだろう。これもまた、共同のコミットメントは集団がその集団に対して負うコミットメントであるという観点から理解することができそうだ。集団がその集団自身に対して責任を負いつつその集団の内部で責任を放棄するような振る舞いが見られた場合には、その集団は自分自身を非難する権利を持つことになる。これはつまり集団のメンバーが一体となってその集団内の不具合を生じさせた部分を非難し、修正する権利を持つということだろう。

また、共同のコミットメントの場合、それを取りやめるには集団内での同意が必要となる。たとえメンバーの全員がその共同のコミットメントに嫌気がさしていたとしても、撤回に同意がなされない限り、共同のコミットメントは維持されることになる。

共同のコミットメントを個人的コミットメントと同様に形式的に記述するためには、集団やそのメンバーシップを表す表現が必要だ。ここでは Link (1983)で採用されている表記法に従い、 a と b のメレオロジカルな和を $a \oplus b$ と表すことにしよう。そうすると、 a と b が x を一体となっておこなうことへの共同のコミットメントは、次のように表されることになる(ただし $a \neq b$)。¹

$$C_{a \oplus b, a \oplus b} [a \oplus b \text{ が } x \text{ をおこなう}]$$

これだけでは結局のところ a や b といった個々人がいかなる責任を負っているかはっきりせず、あまりインフォーマティブではない。ここで重要なのは各自的コミットメント(individual commitment)という概念である。ギルバートによれば、共同のコミットメントは関連する各自的コミットメントをもたらす(Gilbert 2002, p. 32)。私と友人と一緒に買い物をする

¹ ただし厳密には、メレオロジカルな和では共同のコミットメントという概念を正確に捉えられてはいない。このことは、例えば A、B、C という三人が、一方で幼馴染グループでもあり、また他方でもともある会社を設立したメンバーでもあるという場合などを考えてみるとわかる。この三人が、会社の設立メンバーとして会議をおこない、ある目標をその会社が追求すべきものとして採用しつつ、しかし三人のいずれもその目標が本当に望ましいものとは思えないため、幼馴染グループとしてプライベートで集まったときにはその目標を追求しない、ということはあるだろう。つまり、まったく同じ三人からなる集団でも、一方の集団が持つ共同のコミットメントを他方は持たない場合があるのである。メレオロジカルな和として集団を表した場合、このような同じ成員から構成されながらも異なる複数の集団といったありかたはうまく捉えられない。それゆえこの点については修正の余地があるが、しかし本稿の目的にとってはメレオロジカルな和としての記述でひとまず十分だと見なす。

とき、私たちは一体となって買い物をすることへの共同的コミットメントを形成しているわけだが、このコミットメントを果たすためには、私は友人が入る店には自分も入るなどといった行為を遂行する必要がある。つまり、私は単に友人と一体となって買い物をすることへ共同的にコミットしているだけでなく、私個人のレベルにおいて、友人が入る店に自分も入ることへのコミットメントを形成してもいる。共同的コミットメントから派生するこうした個人レベルのコミットメントが、各自的コミットメントである。

各自的コミットメントと個人的コミットメントは異なる。第一に、各自的コミットメントはあくまで共同的コミットメントから派生したものであり、また共同的コミットメントに従うためには各自的コミットメントに従わなければならないという一種の目的 - 方法関係のもとに置かれている。また、各自的コミットメントへの違反はすなわち共同的コミットメントへの違反に繋がるため、自身の各自的コミットメントに反する振る舞いをした者は他のメンバーから非難されうるものとなる。 x が実現されるための手段として y が必要であるということ「 $x \rightarrow_m y$ 」と記すことにする（これは論理的な必要条件とは区別されるべきだ）。すると、 $C_{a \oplus b, a \oplus b}$ [$a \oplus b$ が x をおこなう] が成り立っているときに a が p に基づく行為への関連する各自的コミットメントを派生的に持つということは、次のように表せるだろう。

$$C_{a, a \oplus b} p, \text{ ただし } C_{a \oplus b, a \oplus b} [a \oplus b \text{が } x \text{をおこなう}] \rightarrow_m C_{a, a \oplus b} p$$

ここでは集団のメンバーが a と b の二者である場合の記述を与えたが、これを一般化して二人以上のメンバーを持つ任意の集団に関して、同様の仕方でその集団の共同的コミットメントを記述することができる。

以上で見てきた個人的コミットメント、共同的コミットメントのいずれとも異なる概念として、フルツは対人的コミットメントという概念を提唱している。対人的コミットメントは次のように表される。

$$C_{a, b} p, \text{ ただし } a \neq b$$

例えば私が友人に「明日までに借りていた本を返す」と約束をした場合、私は友人に対して翌日までに問題の本を返すというコミットメントをおこなうことになるだろう。このコミットメントにおいては、共同的コミットメントに見られるような相互的な義務はなく、もっぱら私が義務を負う側となっており、私が責任を果たさなければ友人には非難の権利が生じ、また約束の撤回のためには私は友人の許可を得なければならないが、しかし友人に果たさねばならない責任は特に課せられず、また友人は私の許可を得ずとも私の約束と相反するような振る舞いをすることができる（友人が私の本を受け取るという別個の約束をしているのではない限りは）。

以上のようにコミットメントは、それが誰の誰に対するコミットメントかという観点において、少なくとも個人的、共同的、対人的という三つの種類に分けることができる。

3.2 有界的コミットメントと無界的コミットメント

前節ではコミットメントを誰が誰に対しておこなうものかという観点から三種類に分類した。コミットメントに関してはそれ以外にも、コミットされている事柄についてどのように

することへのコミットメントなのかという観点による区別を立てることができる。これにはフルツが有界的(*telic*)なコミットメントと無界的(*atelic*)なコミットメントとして立てた分類が含まれる(Geurts 2019, p. 7)。フルツは次の例を挙げてこの点を説明している(例文番号は Geurts 2019 と同じ)。

- (1) I'll walk the dog. [commissive]
- (2) Could you close the door, please? [directive]
- (3) Your sister called. [constative]

(1)を発話した話し手は、自分が犬の散歩に行くということへのコミットメントを聞き手に対して表明している。このコミットメントについては、実際に話し手が犬の散歩に行けば達成される。その意味でこれははっきりとした目的を備えたコミットメントである。これが有界的コミットメントに当たる。(2)も同様にはっきりとした目的を備えたコミットメントが表明されているが、しかし(1)とは異なり、その目的は聞き手が達成すべきものとして提示されている。

他方で(3)には、それを達成すれば終わりだと言えるようなはっきりした目的がない。(3)の話し手はそれによって聞き手の姉が電話をしてきたということへのコミットメントを聞き手に対して表明しているだろうが、それが意味するのは、話し手はこれから先ずっと、聞き手の姉が電話をしてきたということに合致した振る舞いをし続ける、ということだろう。終了条件というもののないこうしたコミットメントが、無界的なコミットメントである。

コミットメントの有界／無界の区別は、ジョン・R・サールにおける適合方向(*direction of fit*)の区別をコミットメントという概念に即して再解釈したものと見なすことができるだろう。Searle (1979)では発語内行為の分類に際して、それぞれの発語内行為が持つ適合方向に目が向けられている(p. 3, 邦訳 4 頁)。例えば主張(*assertion*)は「言葉から世界へ」という適合方向を持つ。これが意味するのは、主張の妥当性の評価に際しては、世界で実際に何が起きているのかということがいわば参照点となり、言葉の側が世界のありように合致しているかどうかの評価されることになる、ということだ。これに対し約束(*promise*)などの場合は「世界から言葉へ」という適合方向を持ち、言葉によって表明された事柄の側が参照点となって、それに合致した事態をこの世界で実際に起こせるかどうかでその発語内行為が適切に遂行されたかが評価されることになる。

適合方向のアイデアは、基本的には言葉が世界の事態を表象すると捉えたうえで、その表象のありかたを世界の実際のありかたに合わせようとするものなのか、それとも世界をその表象に合わせようとするものなのかという観点で区別するものとなっており、そのままでは表象ではなく行為に焦点を置くコミットメント概念とはうまく調和しない(コミットメントはそもそも行為を導くものであるので、その意味ではコミットメントを表明する発話はすべて言葉から世界への適合方向を持つことになってしまう)。有界的コミットメントと無界的コミットメントの区別は、コミットメント概念に関しては適合方向の区別よりも適切なものであるとともに、まさにサールが適合方向の区別でもっておこなおうとした発語内行為の区別に利用できるものとなっている。形式的記述においては、この区別を上付き文字の+、-で表

し、 a が b に p に基づく行為をおこなうことへの有界的コミットメントを表明している場合を $C_{a,b}^+p$ と表記することができるだろう（同様の無界的コミットメントを $C_{a,b}^-p$ とする）。

ただし、有界／無界の区別がおおむね適合方向の区別と同じ役割を果たすとしても、必ずしも常に同じように発語内行為を区別できるわけではないという点には注意が必要だ。フルツは有界／無界の区別が発語内行為の区別と対応すると考えており、次のようにまとめている（1については次節でより詳しく検討する）。

- 1 a が b に向けたあらゆる言語行為 S は $C_{a,b}^+p$ のコミットメントを引き起こす。
- 2 S が事実確認型であるならば、 a のコミットメントは無界である。
- 3 S が行為拘束型であるならば、 a のコミットメントは有界であり、 p は a がそれを真にしなければ真とならない。
- 4 S が行為指示型であるならば、 a のコミットメントは有界であり、 p は b がそれを真にしなければ真とならない。（Geurts 2018, p. 7）

だが次の例を比較してほしい。

- (4) 本は明日返します。
- (5) これからは忘れ物をしないようにします。

いずれも発語内行為としては約束に当たるだろうが、(4)は話し手が発話の翌日に聞き手に本を返すという明確な目的の定まった有界的コミットメントの表明となっているのに対し、(5)は達成すべき目的があるわけではなく、今後ずっと維持していく無界的コミットメントの表明となっている。コミットメントの有界／無界の区別はそのままでは適合方向の区別ほどには発語内行為の種別と対応しない。この点についてはさらなる工夫が必要だろう。

3.3 説明的コミットメントと遂行的コミットメント

ブランダムのコミットメント概念とギルバートやフルツのそれとのあいだにはさらなる違いがあり、ここにもまた異なる種類のコミットメント概念を分けるラインがある。ブランダムはすでに見たように、ある主張をおこなったときのコミットメントとは、それについて理由を求められたときにきちんと理由を提示することであると見ている。このことは次の箇所に明瞭に表れている。

文を主張するときには、ほかのひとがさらなる主張をおこなうことを認可しているだけでなく、そのもともとの主張を正当化することへコミットしているのである。（Brandom 1983, p. 641）

これはもちろん主張という特定の発語内行為に関して言われていることではあるが、ブランダムは主張こそがあらゆる言語ゲームの中心であると見ている（Brandom 2011, pp. 30-31, 邦訳上巻 52 頁）。ブランダムにとって言語活動に関わるコミットメントとは、一般的に理由を問われたらきちんと理由を与えるということへのコミットメントなのである。

これは別の言い方をすれば、ブランダムが想定しているコミットメントは説明責任に類するものである、ということだ。しかしギルバートやフルツが想定するコミットメントは明らかにそうしたものではない。それはむしろコミットした事柄をきちんと遂行するようにする

という、遂行責任に類するコミットメントであるはずだ。そこで、コミットメントのさらなる分類として、説明的／遂行的の区別を導入する。

ブランダムが想定するような説明的コミットメントが確かに介在していると思われる事例は存在する。例えば裁判のなかでの証言として次のような発言をおこなった場合、それには相応の説明的コミットメントが伴うかもしれない。

(6) これは事故ではない。

だが、他方でこうした発言による事実確認的な発語内行為が、常に説明的コミットメントを負わなければ不適切になるわけではない。ただただ長年の経験から培われた勘に従って現場で(6)を発言する刑事は、ひょっとしたら初めから「これは勘に過ぎないが」と述べ、説明的コミットメントを負うことを拒否する姿勢を示しているかもしれないが、しかしその場合にこの刑事が事実確認的な発語内行為をできていないわけでも、また何のコミットメントも負っていないわけでもないだろう。少なくともこの刑事は、その現場で起きたことが事故ではないという想定と不整合でない仕方での後の行為を方向づけていくということへの遂行的コミットメントを負っているはずである。

説明的コミットメントが話し手に課せられる状況は限定的であると思われるが、その点についてはこれ以上深入りせず、コミットメントには説明的／遂行的の別があるとし、前者を上付き文字の「E」で、後者を「P」で表し、例えば「 $C_{a,b}^{+E}p$ 」のように表すことにする。

説明的／遂行的の区別も、発語内行為の区別にそのまま対応するわけではなく、また有界／無界の区別と対応するわけでもない。(6)は無界のコミットメントの表明となっているが、これについては説明的コミットメントを伴う場合も、遂行的コミットメントしか伴わない場合もある。また(4)のような約束の場合にも、例えば話し手が本を盗んでそのことを謝罪し、その謝罪の誠実さが見積もられるような場面では説明的コミットメントを伴う可能性がある。他方で、遂行的コミットメントを伴わず説明的コミットメントのみを伴う発言というのは、想像するのが難しい。基本的には発言は遂行的コミットメントの表明となっており、文脈次第で説明的コミットメントも伴うと考えるのがもっともらしく思われる。

以上で、コミットメントの種類を区別する三つの軸を提示した。コミットメントは第一に、個人的／共同的／対人的に分けられ、第二に有界／無界で分けられ、そして第三に説明的／遂行的で分けられる。これらが互いに独立の区別であるとする、合わせて十二種類のコミットメントが考えられることになる。もしかすると、この十二種類のうちには実際には成り立たないものがあるかもしれない、またこの十二種類のうちであるものが別のあるものからの派生として説明できることもあるかもしれない。とはいえ重要なのは、コミットメント概念を単一のものと見るのではなく、複数の概念から成るクラスターであると捉えたうえで、発言の場面で誰がどのような責任を引き受けることになるのかという観点から、それぞれのコミットメント概念を適切に使い分けることであるように思われる。

4 コミットメント概念の考えうる利用法：共同基盤、言語行為

第二節で見たように、コミットメント概念には言葉が何を表しているかではなくその言葉

を使う人々が何をしているかに焦点を当てるという意義と、その際に特にコミュニケーション参加者のあいだの相互調整に着目するという意義がある。この概念の使い道の例として、言語行為を話し手と聞き手の行為における相互調整という観点から捉え直すというものや、話し手と聞き手の共通基盤を互いの行為に対する制約として読みかえるというものが考えられるだろう。実際、Geurts (2018)ではコミットメント概念を基礎にして言語行為や共通基盤を理解する試みが展開されている。

だが、フルツの議論は異なるコミットメント概念のあいだの区別を置いていないため、いくらか問題を含んでいるように思われる。本節ではフルツの議論を出発点にしつつ、コミットメント概念の区別をそれに組み込むことで、どのような枠組みが得られるかを素描する。

Geurts (2018)では、会話における共通基盤は「相互的コミットメント(mutual commitment)」であるとされている(p. 16)。それによれば、 a と b が p をもとに行為することに相互的にコミットするのは、次のとき、かつそのときに限るとされる。

$$C_{a,b}p \text{ かつ } C_{b,a}p、$$

$$C_{a,b}C_{b,a}p \text{ かつ } C_{b,a}C_{a,b}p、$$

$$C_{a,b}C_{b,a}C_{a,b}p \text{ かつ } C_{b,a}C_{a,b}C_{b,a}p、\dots$$

またすでに触れたように、Geurts (2018)では、 a から b へのあらゆる言語行為がコミットメント $C_{a,b}p$ を引き起こすものとされている。では、 $C_{a,b}p$ を引き起こす発話を a がおこなったとして、いかにしてそれが相互的コミットメント、すなわち共通基盤となるのだろうか？

ここでフルツは、「一般的に会話参加者は協力的である」がゆえに、次のコミットメント共有規則がコミュニケーションにおいて成り立つとしている(Geurts 2018, p. 17)。

$$\text{もし } C_{a,b}p \text{ ならば、特別な事情がなければ } C_{b,a}p$$

フルツによる共通基盤の定式化は、一見すると従来の相互信念としての共通基盤と変わらないように見えるかもしれないが、コミットメント概念を用いているがゆえに、その場面で会話参加者の心のうちに何があるのかといったことではなく、ここから先に会話参加者はどのように振る舞うことになっているのかという観点から会話の文脈というものを捉えるものとなっている。これによって、例えばあからさまな嘘を嘘だとわかりつつ聞き手が受け入れる、といった例をうまく扱える。

話し手が次のような発言をしたと考えてほしい。

(7) 宝くじの一等に当たったよ。

実際には宝くじに当たってなどおらず、話し手はただ見栄を張っているだけであり、そして聞き手も話し手の性格からして単なる見栄だろうとわかっているものとしよう。その場合、話し手は自分が宝くじの一等に当たったとは信じていないし、聞き手もまたそんなことは信じておらず、話し手がそのように信じているとも信じていない。このとき、話し手と聞き手のあいだで、話し手が宝くじの一等に当たったという相互信念は成立しない。

だが、それでも聞き手が話し手を懲らしめようとして、あえて話し手の見栄に乗っかり、「だったらお金の余裕があるだろうから、食事はうんと高いところでもいいよね」などと返す場合はありうる。このとき、話し手が宝くじの一等に当たったなど話し手も聞き手も信じ

てはいないのだが、それでもなお何らかの意味で〈話し手は宝くじの一等に当たった〉という命題はこの会話の共通基盤となっており、その後のふたりの言動を一定の仕方で方向づけるはずだ。コミットメント概念は、こうした状況をうまく捉えられる。というのも、仮にあからさまな嘘であっても、話し手が聞き手にあるコミットメント（フルツの表記で言うならば $C_{a,b}$ [a は宝くじの一等に当たった]) を提示したことに変わりはなく、このコミットメントが撤回されない限りは今後の話し手の振る舞いはこのコミットメントによって方向づけられるためである。こうした点で、共通基盤をコミットメント概念に照らして捉え直すことで、共通基盤という概念をより柔軟なものにすることができる。

とはいえ、フルツの定式化には少なくともふたつの難点がある。第一に、フルツのコミットメント共有規則によれば、話し手の言語行為を受け取った時点で、基本的には聞き手にも一定の責任が生じるということになっている。これはしかし、奇妙な帰結である。

次の発言を考えてほしい。

(8) レミパンは料理するならマストバイだよ。

これによって話し手は、 $C_{a,b}$ [レミパンは料理をするひとなら誰でも買うべきものだ] というコミットメントを表明したと言えよう。フルツに従えば、このとき聞き手もまた $C_{b,a}$ [レミパンは料理をするひとなら誰でも買うべきものだ] というコミットメントを基本的には形成することになるとされる。しかし、聞き手がこのコミットメントに従って行為するならば、例えば聞き手が料理をする人間であるにもかかわらずレミパンを持っていなかったとしたら、いまずぐにでも買いに行くといったことだろう。そしてコミットメントという概念の特徴からして、それをしなければ話し手に非難されるということも帰結する。しかし、話し手の発言を受け止めただけでこれほどの責任が聞き手に生じるとは考え難い。

第二点として、フルツの枠組みでは、同じ人物が異なるグループにおいておこなった発言によって、相反するコミットメントが生じる場合をうまく処理できない。次のふたつの発言を取り上げてこの点を論じたい。

(9) 私は君のことを信頼している。

(10) 私は君のことを信頼できない。

前提として、一般的にひとりの人間が同じ命題 p について $C_{a,b}p$ と $C_{a,b}\neg p$ の双方のコミットメントを形成するのは不合理であり、このようになったときには少なくとも一方が撤回されると想定するのは、自然な考えだろう。そのうえで、ある話し手 a が聞き手 b とふたりきりの時に(9)を発話したとする。このとき a は $C_{a,b}$ [a は b を信頼している] というコミットメントを表明していることになるだろう。この発言の場面で、 a は b に自分がいかに b を信頼しているかしっかりと強調し、そのうえで「これから c もいる場面で自分が何を言ったとしても、それよりもいま言ったことを信じてほしい」と伝えていたとする。そしてそのすぐあと、 a 、 b 、 c が揃ったときに a は b を指差して(10)を発話したとしよう。このとき、 a は $C_{a,b}$ [a は b を信頼していない]、 $C_{a,c}$ [a は b を信頼していない] というふたつのコミットメントを表明したことになるだろう。すると a は衝突するふたつのコミットメントを b に対して持っていることになり、いずれかが撤回されることになるように思われる。

しかし、例えば c が b を疑っているのを知っている a があえてそれに同調しつつ、 b に c からの信頼を得るようなことをさせようと発破をかけるために(10)を発話したときなどには a と b がふたりきりのときには(9)がもたらすコミットメントが効力を発揮し、 c がいる場では(10)がもたらすコミットメントが効力を発揮するといったかたちで、一見すると相反するコミットメントの両方が維持され、その後の a の行為を制約することがあるように思われる。

三木 (2019)では、事実確認的な発話を話し手がおこない、聞き手がそれを受け止めたとき、話し手と聞き手は、〈話し手は p と信じている〉ということを一體となつて信じることへの共同的コミットメントを形成するとされている。これを本稿の表記を用い、また信念を無界の遂行的コミットメントへと置き換えて記すと、以下のようになる(話し手を a 、聞き手を b とする)。

$$C_{a\oplus b, a\oplus b}^{-p} C_{a, a}^{-p} p$$

このコミットメントに従つて行為するとは、話し手と聞き手の双方が、〈話し手が p への個人的で無界で遂行的なコミットメントを持っている〉という想定と整合的な振る舞いをするのである。それは聞き手の場合には単に話し手がそうしたコミットメントを持っていると想定して振る舞うというだけであり、自分自身が話し手とそのコミットメントを共有する必要はない。他方で話し手の場合、話し手が p へのコミットメントを持っているということと整合的な振る舞いを話し手がするというのは、要するに実際に p へのコミットメントを持っているものとして振る舞うということになる。よつてこの場合、話し手と聞き手の括弧的コミットメントは次のようになると見なすことができる。

$$C_{a, a\oplus b}^{-p} p \\ C_{b, a\oplus b}^{-p} C_{a, a}^{-p} p$$

このようにしたならば、フルツの枠組みの第一の問題は容易に解決される。聞き手は話し手と同じように p へのコミットメントを形成する必要はなく、あくまで話し手がそうしたコミットメントを形成しているということへのメタレベルのコミットメントを形成すれば十分なのである。また第二の問題についても、 c がない場面で形成された $C_{a\oplus b, a\oplus b}^{-p} C_{a, a}^{-p} p$ によつてもたらされる話し手の $C_{a, a\oplus b}^{-p} p$ という各個的コミットメントと、 c がいる場面で形成された $C_{a\oplus b\oplus c, a\oplus b\oplus c}^{-p} C_{a, a}^{-p} p$ によつてもたらされる話し手の $C_{a, a\oplus b\oplus c}^{-p} p$ という括弧的コミットメントは、異なる存在者を項に取る異なるコミットメントであるとして両立させることができる。

以上で見たように、共通基盤を捉えるには、対人的コミットメントよりも共同的コミットメントを用いるほうが望ましいものと考えられる。ここでは話し手の信念に対応するものとして無界的な遂行的コミットメントを用いたが、これはあくまで事実確認的な発話に関してのことであり、それ以外の言語行為によつてもたらされる共同的コミットメントについては、 $C_{a, a}^{-p} p$ を $C_{a, a}^{+p} p$ などの適切な種類のコミットメントへ変更することで捉えられるだろう。

他方で、言語行為がもたらすコミットメントのすべてをこうした共同的コミットメントとして捉えられるわけではない。共同的コミットメントを用いた枠組みで、 a から b の p という命令において、次のような共同的コミットメントが形成されるものと仮定しよう。

$$C_{a\oplus b, a\oplus b}^{-p} C_{a, a}^{+p} C_{b, a}^{+p} p$$

すなわち、命令がなされたときには、聞き手がある目的を達成する責任を話し手に負ったうえでそれに従って行為するというを話し手が望んでいる（そのように行為するよう仕向けるべく行為する）と、話し手と聞き手が一体となって信じることへの共同のコミットメントが形成されるものとする。ここから、括弧的コミットメントとして次のようなものを引き出すことができるだろう。

$$\begin{array}{c} C_{a,a\oplus b}^{+P} C_{b,a}^{+P} p \\ C_{b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p \end{array}$$

しかし、これは聞き手が命令を受けて負うコミットメントとしては明らかに不十分である。聞き手は確かにこのコミットメントも負うだろうが、それとともに $C_{b,a}^{+P} p$ というより単純な対人的コミットメントも負うはずだ。そうすると、命令は概略で次のようなコミットメントをもたらすものとして理解することができる。

- 1 共同のコミットメント： $C_{a\oplus b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p$
 - a. 話し手の各個別的コミットメント： $C_{a,a\oplus b}^{+P} C_{b,a}^{+P} p$ 、ただし $C_{a\oplus b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p \rightarrow C_{a,a\oplus b}^{+P} C_{b,a}^{+P} p$
 - b. 聞き手の各個別的コミットメント： $C_{b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p$ 、ただし $C_{a\oplus b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p \rightarrow C_{b,a\oplus b}^{-P} C_{a,a}^{+P} C_{b,a}^{+P} p$
- 2 対人的コミットメント： $C_{b,a}^{+P} p$

これはあくまで素描にすぎないが、異なるコミットメント概念を区別し、発話によってもたらされる異なる種類の責任を個別的に捉えることで、このように言語行為が持つ効果を捉え直すことができる。

5 おわりに

本稿では、コミットメント概念の意義と異なるコミットメント概念間の区別について論じ、また共通基盤と言語行為を例としてコミットメント概念を用いた枠組みの素描を試みた。

コミットメント概念は、表象から行為へと焦点を変える意義を持つ概念であるとともに、その規範性ゆえに単なる個人レベルの行為ではなくひととひととの対人的な相互調整に関わる概念ともなっていた。それゆえ、そうした相互調整に関わる現象を捉えるには有力であると考えられる。

他方で、異なるコミットメント概念の区別に注意する必要がある。本稿では、個人的／共同の／対人的、有界／無界、説明的／遂行的という三軸の区別を提案した。もちろん、この区別を簡素化することもできるかもしれないし、逆にさらなる区別を付け足す必要がある可能性もあることは言うまでもない。

また本稿では、異なる種類のコミットメント概念の働きかたの違いを意識しながら共通基盤、言語行為といったものを捉える枠組みの素描を試みた。これはむろん完成された分析として提示したものではないが、さまざまなコミットメント概念を利用するやりかたのひとつの例示にはなっているだろう。

参考文献

- Brandom, Robert B. 1983. Asserting. *Nous* 17(4). 637-650.
- Brandom, Robert B. 1998. *Making It Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*. Harvard University Press.
- Brandom, Robert B. 2001. *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*, Harvard University Press. (ロバート・ブランダム. 2016. 『推論主義序説』 斎藤浩文 (訳) . 春秋社)
- Brandom, Robert B. 2011. *Perspectives on Pragmatism: Classical, Recent, and Contemporary*. Harvard University Press. (ロバート・ブランダム. 2020 『プラグマティズムはどこから来て、どこへ行くのか』 (上・下) 加藤隆文・田中凌・朱喜哲・三木那由他 (訳) . 勁草書房)
- Geurts, Bart. 2019. Communication as commitment sharing: speech acts, implicatures, common ground. *Theoretical Linguistics* 45(1-2). 1-30.
- Gilbert, Margaret. 2002. Acting together. George Meggle (ed.) *Social Facts and Collective Intentionality*. 53-73. Hansel-Hohenhausen. Reprinted in Margaret Gilbert. 2014. *Joint Commitment: How We Make the Social World*. 23-36. Oxford University Press.
- Grice, Herbert P. 1957. Meaning. *The Philosophical Review* 66(3). 377-388.
- Krifka, Manfred. 2015. Bias in commitment space semantics: declarative questions, negated questions, and question tags. *Proceeding of Salt* 25. 328-345.
- Lewis, David. 1979. Scorekeeping in a language game. *Journal of Philosophical Logic* 8, 339-359.
- Link, Godehard. 1983. The logical analysis of plurals and mass terms: a lattice theoretic approach. Rainer Bäuerle , Christoph Schwarze & Arnim von Stechow (eds.) *Meaning, Use, and Interpretation of Language*. 302-323. De Gruyter.
- 三木那由他. 2019. 『話し手の意味の心理性と公共性：コミュニケーションの哲学へ』 勁草書房.
- Searle, John R. 1979. *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*. Cambridge University Press. (ジョン・R・サール. 2006. 『表現と意味：言語行為論研究』 山田友幸 (監訳) . 誠信書房)
- 田村早苗. 2021. コミットメント概念に基づく2種のコトダ構文の分析. *KLS Selected Papers* 3. 80-94.

The Significance of Commitment and How to Distinguish Various Kinds of Commitment: A User's Guide to the Concept of Commitment

Nayuta Miki
Osaka University

Abstract

This study clarifies the significance of the concept of commitment and discusses the distinction between different types of commitments. Brandom (1989; 1998; 2001) is the most prominent theorist in the field of the philosophy of language who introduces the concept of commitment to explain linguistic phenomena. For him, the concept is a key to his anti-representationalist, pragmatist project. He attempts to explain what an agent knows, believes, or states in terms of how they act. He additionally asserts that we can grasp the latter by giving attention to what commitments and entitlements they have to other agents. As Brandom's project implies, the normative concept of commitment enables us to focus on an agent's action and their interaction with others rather than the representational content of what they state.

The concept of commitment has multiple types that work differently, but this has not been fully recognized. In this paper, I propose three axes to distinguish different kinds of commitment: (1) personal/joint/social, (2) telic/atelic, and (3) accountability/responsibility (or explanatory/performative). Gilbert (2002) presents the distinction between personal and joint commitment. A personal commitment is something an individual can form/cancel by themselves without seeking anyone's permission. A joint commitment is a commitment a group has to the group itself. It causes a mutual obligation among its members, and they cannot cancel it without other members' consent. Geurts (2018) proposes the concept of social commitment, which, unlike joint commitment, social is a one-way commitment from one individual to another.

The telic/atelic distinction is also presented in Geurts (2018). A telic commitment is a commitment that has a specific goal as well as includes a termination condition. On the contrary, an atelic commitment has no specific goal and permanently motivates its holder to act in a certain direction.

Brandom (1989; 1998; 2001) argues that if one asserts something, they must commit to it. In his perspective, this means that one must give a reason for their claim if they are asked about it. Thus, the concept of commitment relevant is made relevant to communication in the form of accountability. However, unlike Brandom, other theorists such as Gilbert and Geurts view the concept of commitment as one of responsibility.

The distinction by these three axes yields a total of 12 types of commitments. We can have a more appropriate commitment-based theory by properly distinguishing among the different types of commitments. This paper exemplifies this by proposing an improvement to Geurts's (2018) view on common ground and speech acts.